

平成 28 年 5 月

UBS GROUP AG 【G0124】
を保有されている投資家の皆様へ
ー資本の払戻し<課税関係等>のお知らせー

拝啓 時下益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、UBS GROUP AG の資本の払戻しにつきまして、課税関係等のご案内を申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関等の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 現地権利落日 : 2016 年 5 月 12 日
2. 現地支払開始日 : 2016 年 5 月 17 日
3. 資本の払戻し単価 : 権利付 1 株につき 0.85 スイスフラン
※お客様の口座には円貨にてお支払い致します。
4. 課税関係 : 現地 : 源泉徴収課税なし
国内 : 交付金額の一部(「みなし配当所得」該当部分)に対して源泉徴収課税あり
(前回通知 : 未定 (「みなし配当所得」として源泉徴収課税対象となる場合があります。))
5. 主な実施要件 : 2016 年 5 月 10 日開催の株主総会における承認
⇒承認されました。
6. その他 : 上記第 3 項の資本の払戻し単価 (0.85 スイスフラン) のうち、0.60 スイスフランは普通配当として、0.25 スイスフランは特別配当として発表されています。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社